

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正について
「ストックヤード運営事業者登録規程（案）」について

令和4年12月
国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

1. 背景

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）においては、土砂を「指定副産物」として指定し、同法第2条第4項に定める再生資源としてその利用を促進することとされている。

令和4年9月には、同法第15条第1項及び第34条第1項に基づき定められた「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号。以下「再生資源省令」という。）」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号。以下「指定副産物省令」という。）」の一部改正省令※を公布し、指定副産物省令においては、建設発生土の適正処理による再生資源としての利用促進の観点から、

- ・ 指定副産物の再生利用促進の主体としての「元請業者等」の明確化
- ・ 再生資源利用促進計画（以下「計画」という。）の作成対象工事の拡大、記載事項の追加、発注者への説明・報告の義務付け及び保存期間の延長等の措置を講じ、令和5年1月1日から施行することとしたところである。

これらの措置に加えて、建設発生土の搬出先から受領書の交付を受ける仕組み等を構築し、元請業者等に建設発生土が計画どおり搬出されたことを確認させることにより、建設発生土の適正処理を促す必要がある。

（※建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第65号）

2. 概要

i. 指定副産物省令の一部改正

①建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等（新設）

(1)元請業者等は、建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあつては、当該工事現場に係る元請業者等）に対し、以下の事項を記載した受領書（電磁的記録も可）の交付を求めるものとする。

- a. 搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地
- b. 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- c. 搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地
- d. 建設発生土の搬出量
- e. 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

(2)元請業者等は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを計画を作成した建設工事の完

成日から5年を経過する日まで保存するものとする。

- (3)元請業者等は、建設発生土が計画に記載した搬出先(a.～c.に該当する搬出先を除く。)から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先に関する(1)a.～e.の事項を記載した書面(電磁的記録も可)を作成するとともに、当該書面を計画を作成した建設工事の完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- a. 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの
 - b. 建設発生土を利用しようとする他の工事現場(建設工事を施工する予定の場所を除く。)及び当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所
 - c. 建設発生土の一時置場(建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。)のうち国土交通大臣が定めるもの(iii.「ストックヤード運営事業者登録規程(案)」による登録を受けたストックヤード運営事業者が運営するストックヤードを指定する予定)

※宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)

②建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認(新設)

- (1)元請業者等は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認した上で計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した書面(電磁的記録も可)を作成するものとする(通知等によりチェックリスト形式での作成例を示す予定)。
- a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
 - b. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下の事項
 - ・当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けていること
 - ・当該行為が同法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされていること
 - c. 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- (2)元請業者等は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに(1)により作成した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があつたときも、同様とする。
- (3)(1)により作成した書面は計画の一部として、計画本体と同様、作成時に発注者へ提出及び報告、内容の変更時に発注者へ報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、計画を作成した工事の完成後5年を経過する日まで保存するものとする。

ii. 再生資源省令の一部改正

- ・建設発生土の搬出元に対する受領書の交付（新設）
元請業者等は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は当該工事現場に係る元請業者等）に対し、速やかに、i. ①(1)a. ～e. の事項を記載した受領書を交付するものとする。

iii. 「ストックヤード運営事業者登録規程（案）」（別紙参照）

ストックヤード（再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所）を運営する事業者を国土交通大臣が登録し、その登録を受けた事業者に、元請業者等と同様、土砂の搬出先の確認や受領書の交付等を求める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年2月頃

施 行：i（①(3)を除く。）、ii、iii（第11条第4項を除く。）

…令和5年5月26日

i（①(3)に限る。）、iii（第11条第4項に限る。）

…令和6年6月1日

ストックヤード運営事業者登録規程（案）

第1章 総則

第一条 目的

第二条 定義

第2章 登録

第三条 登録

第四条 登録の申請

第五条 登録の拒否

第六条 登録の実施及び公表

第七条 管理状況年報の報告等

第八条 変更の届出

第九条 廃業等の届出

第3章 業務

第十条 土砂の搬出先に関する事項の確認等

第十一条 受領書の交付等

第十二条 土砂の搬出入の管理

第十三条 法令の遵守

第十四条 記録等の保存

第十五条 記録の閲覧等の請求

第十六条 標識の掲示

第4章 監督

第十七条 報告又は資料の提出

第十八条 指導、助言及び勧告

第十九条 登録の取消し

第二十条 登録の抹消

第5章 雑則

第二十一条 権限の委任

第1章 総則

(目的)

第一条 この規程は、ストックヤード運営事業を行う者の登録に必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、ストックヤード運営事業の健全な発達を図り、もって土砂の再生利用の促進及び適正な処分に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「ストックヤード」とは、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所をいう。

2 この規程において「ストックヤード運営事業」とは、ストックヤードの運営を行う事業をいう。

3 この規程において「ストックヤード運営事業者」とは、次条第一項の登録を受けてストックヤード運営事業を行う者をいう。

第2章 登録

(登録)

第三条 スtockヤード運営事業を行う者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（前条第二項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる事務所の所在地及び連絡先

三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す

- るものと認められる者を含む。以下同じ。)の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名
- 四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名
 - 五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名
 - 六 事業年度の開始の日
 - 七 次に掲げるいずれかの許可又は登録の有無
 - イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可
 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の許可
 - ハ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の登録
 - 八 その運営し、又は運営しようとするストックヤード（次のイ又はロに該当するものを除く。第十号において同じ。）の名称及び所在地並びに最大堆積可能量
 - イ 次号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出がされていないもの
 - ロ 第七条第二項第一号、第二号、第五号、第七号又は第九号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
 - 九 その運営し、又は運営しようとするストックヤード（前号ロに該当するものを除く。）における土石の堆積その他の行為についての次に掲げる許可、認可、認定、認証又は届出（以下「許可等」という。）の要否及び有無
 - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による許可又は同法第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第四十条第一項の規定による届出
 - ロ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項又は第二項の規定による認可
 - ハ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定による認可
 - ニ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条又は第二十条第一項の規定による認可
 - ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可
 - へ 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による許可又は届出
 - ト 地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定
 - チ 民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証
 - 十 その運営し、又は運営しようとするストックヤードで取り扱う土質の区分その他取り扱う土砂に関する情報
- 2 前項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付するものとする。ただし、前項第七号イからへまでに掲げる許可若しくは登録を受けている者又は同項第九号ハ若しくはニに掲げる認可を受けている者にあつては、第二号から第五号までに掲げる書

類の添付を省略することができる。

- 一 別記様式第二号による次条各号のいずれにも該当しない旨及びその業務を誠実に行う旨を誓約する書類
 - 二 法人である場合においては、その役員及び支配人に係る住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）の写し
 - 三 個人である場合においては、その者及び支配人に係る住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）の写し
 - 四 法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
 - 五 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書
 - 六 前項第七号イからハまでに掲げる許可又は登録を受けている者にあつては、当該許可又は登録を受けていることを証する書類の写し
 - 七 前項第九号イからチまでに掲げる許可、認可、認定若しくは認証を受け、又は届出をしている者にあつては、当該許可、認可、認定若しくは認証を受け、又は届出をしていることを証する書類
 - 八 既に運営しているストックヤードがあるときは、別記様式第三号による当該ストックヤードにおける過去一年間の土砂の搬入量及び搬入元並びに搬出量及び搬出先を記載した書類
- 3 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間の満了の日の百八十日前の日から四十二日前の日までに、第一項の規定による登録申請書の提出を行うものとする。

（登録の拒否）

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により登録の申請をした者（次条第二項及び第三項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第十九条第一項の規定により同項各号（第四号を除く。）に該当するものとして登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日の三十日前まで当該法人の役員であった者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 六 精神の機能の障害によりストックヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 八 法人でその役員又は支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十 スtockヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由があるもの
- 十一 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのあるもの

（登録の実施及び公表）

第六条 国土交通大臣は、第四条第一項の規定による登録の申請があったときは、前条の規定により登録をしない場合を除き、次に掲げる事項をストックヤード運営事業者登録簿に登録するものとする。

- 一 第四条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日、登録の有効期間及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。

3 国土交通大臣は、前条の規定により登録を拒否するときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

4 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者登録簿（第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る部分を除く。）を一般の閲覧に供するものとする。

（管理状況年報の報告等）

第七条 スtockヤード運営事業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その運営するストックヤードにおける土砂の管理状況を、別記様式第三号により国土交通大臣に報告しなければならない。

2 スtockヤード運営事業者は、当該ストックヤード運営事業者又はその運営するストックヤードにおける土石の堆積その他の行為について次の各号に掲げる不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二項第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から七日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項若しく

- は第二項、第三十九条第二項から第四項まで又は第四十二条第一項若しくは第二項の規定による命令
- 二 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十二條第二項又は第四十一條第二項の規定による勧告
 - 三 宅地造成及び特定盛土等規制法第二十條第一項又は第三十九條第一項の規定による許可の取消し
 - 四 鉱業法第八十三條第一項の規定による租鉱権の取消し
 - 五 採石法第三十三條の十三第一項若しくは第二項又は第三十三條の十七第一項の規定による命令
 - 六 採石法第三十三條の十二の規定による認可の取消し
 - 七 砂利採取法第二十三條第一項又は第二項の規定による命令
 - 八 砂利採取法第二十六條第一項の規定による認可の取消し
 - 九 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による災害の発生の防止するために必要な措置の実施、堆積土砂の撤去、土砂の堆積行為の停止等に関する勧告又は命令
 - 十 地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例の規定による許可等の取消し

(変更の届出)

- 第八条 スtockヤード運営事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が第五条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除き、当該事項をStockヤード運営事業者登録簿に記載して、変更の登録をするものとする。

(廃業等の届出)

- 第九条 Stockヤード運営事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を別記様式第四号により、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 一 Stockヤード運営事業者である個人が死亡した場合 相続人
 - 二 Stockヤード運営事業者である法人が合併により消滅した場合 その法人の役員であった者
 - 三 破産手続開始の決定を受けた場合 破産管財人
 - 四 Stockヤード運営事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
 - 五 Stockヤード運営事業を廃止した場合 Stockヤード運営事業者であった個人又はStockヤード運営事業者であった法人の役員
- 2 Stockヤード運営事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録は、その効力を失う。

第3章 業務

(土砂の搬出先に関する事項の確認等)

第十条 スtockヤード運営事業者は、その運営するStockヤードから土砂を搬出しようとするとき（その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。）は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

- 一 搬出先における土石の堆積その他の行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること
 - 二 搬出先における土石の堆積その他の行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること
 - 三 前二号に掲げる事項のほか、搬出先が適正であることを確認するために必要な事項
- 2 スtockヤード運営事業者は、その運営するStockヤードからの土砂の搬出を他の者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに前項の規定による確認の結果を書面で通知するものとする。
- 3 スtockヤード運営事業者は、土砂の搬出を委託した者に対し支払うべき代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めるものとする。

(受領書の交付等)

第十一条 スtockヤード運営事業者は、その運営するStockヤードに土砂が搬入されたときは、当該土砂の搬入元に対し、次の各号に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記載した電磁的記録を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）を交付するものとする。

- 一 土砂を搬入したStockヤードの名称及び所在地
 - 二 スtockヤード運営事業者の商号、名称又は氏名
 - 三 土砂の搬出元（搬入元が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称）の名称及び所在地
 - 四 土砂の搬入量
 - 五 土砂の搬入が完了した日
- 2 スtockヤード運営事業者は、その運営するStockヤードから他の工事現場等に土砂を搬出したときは、当該土砂の搬出先に対し、次の各号に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- 一 搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称）及び所在地
 - 二 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
 - 三 土砂を搬出したStockヤードの名称及び所在地

四 土砂の搬出量

五 土砂の搬出先への搬出が完了した日

- 3 スtockヤード運営事業者は、前項の規定による交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、当該受領書に記載された同項第一号に掲げる事項が前条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を確認した搬出先の名称及び所在地と一致することを確認するものとする。
- 4 スtockヤード運営事業者は、土砂が、第十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項について確認した搬出先（次の各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する第二項各号に掲げる事項を記載した書面を作成するものとする。土砂が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- 一 国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所
 - 二 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所
 - 三 スtockヤード運営事業者が運営するStockヤード

（土砂の搬出入の管理）

第十二条 スtockヤード運営事業者は、土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録することとする。

（法令の遵守）

第十三条 スtockヤード運営事業者は、自ら法令を遵守するとともに、その運営するStockヤードに土砂を搬入し、又は当該Stockヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めるものとする。

（記録等の保存）

第十四条 スtockヤード運営事業者は、第七条第一項及び第二項の規定による報告、第十条第一項の規定による同項各号に掲げる事項の確認の結果、第十一条第一項の規定により土砂の搬入元に対して交付した受領書、同条第二項の規定による交付の求めを行った場合に土砂の搬出先から交付を受けた受領書、同条第四項の規定により作成した書面並びに第十二条の規定により作成した記録（以下この条及び次条において「記録等」という。）について、その写しを記録等の作成後五年間保存することとする。

（記録の閲覧等の請求）

第十五条 スtockヤード運営事業者が運営するStockヤードに土砂を搬入し、若しくは搬入しようとする者又は当該Stockヤードから土砂を搬出し、若しくは搬出しようとする者は、Stockヤード運営事業者に対し、当該Stockヤード運営事業者が作成した記録等の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、Stockヤード運営事業者は、個人情報

の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報に関わる部分を除き、当該請求を拒むことができない。

（標識の掲示）

第十六条 ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第五号による標識を掲げるものとする。

2 登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

第4章 監督

（報告又は資料の提出）

第十七条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者の業務の適正な運営を確保するため、次条の規定による指導、助言及び勧告に必要な限度において、ストックヤード運営事業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（指導、助言及び勧告）

第十八条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該ストックヤード運営事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一 第十条から第十六条までの規定に違反したとき

二 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けたストックヤード運営事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（登録の取消し）

第十九条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取消すものとする。

一 第五条各号いずれかに該当するに至ったとき又は登録の時点において同条各号のいずれかに該当していたことが判明したとき

二 不正な手段により登録を受けたとき

三 正当な理由なく第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 その運営するストックヤードについて第七条第二項の規定による報告を受け、当該ストックヤード運営事業者が受けた不利益処分の内容により、当該ストックヤード運営事業者が第十条から第十六条までに規定する業務を適正に行うことができないと認められるとき

五 当該ストックヤード運営事業者が行う土砂の堆積によって生活環境保全上の支障を生じるおそれがあると認められるとき

- 六 第十七条の規定による国土交通大臣の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- 七 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による指導、助言及び勧告に従わなかったとき
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
- 3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しがあった場合について準用する。

(登録の抹消)

- 第二十条 国土交通大臣は、ストックヤード運営事業者について第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録を抹消したストックヤード運営事業者に係る第六条第一項各号に掲げる事項をストックヤード運営事業者登録簿から抹消記録簿へ移すとともに、当該抹消記録簿を登録の抹消後五年間保存するものとする。

第5章 雑則

(権限の委任)

- 第二十一条 この告示に規定する国土交通大臣の権限のうち、第六条第四項の規定によりストックヤード運営事業者登録簿を一般の閲覧に供すること以外のものは、登録を受けようとする者又はストックヤード運営事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則

- この告示は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第十一条第四項の規定は、令和六年六月一日から施行する。